

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉市花見川区千種町259番地2

氏名 佑信鋼業 株式会社

代表取締役 山本 義和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ ^{第14条第6項} の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成31年2月20日

許可の有効年月日 平成36年1月4日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

圧縮施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 金属くず、
オ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上5品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉県千葉市花見川区三角町715番1 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年1月5日 新規許可

平成31年2月20日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
圧縮施設 (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (金属くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成20年10月2日)	18.56 t/日 27.52 t/日 11.68 t/日 137.76 t/日 64.88 t/日	1	千葉県千葉市花見川区三角町 715 番 1、715 番 2、715 番 4、715 番 5、716 番、717 番 1
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、紙くず、木く ず、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くず)	保管面積 6.6m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ ---- 保管上限 8m ³	1	

別記2

(1) 粉じんを飛散させないように散水を行うこと。

(2) 処理施設及び重機の稼働時間は午前8時から午後5時までとすること。